

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会（第2回）

議事要旨

日 時：令和4年11月21日（月）9:30～11:00

開催方法：オンライン開催

参加者：委員名簿（別紙）参照（大橋委員及び河野委員は欠席。両委員について、あらかじめ文書で提出された御意見を事務局が代読。）

議題：①取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択
②優越的地位の濫用
③企業結合

論点①及び②について

- 垂直的な関係についても記載するグリーンに係る包括的ガイドラインは、世界中でまだどの国でも策定されていない先駆的な価値のあるものとなると考える。
- 本ガイドラインに「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」に係る記載を盛り込むこと、また、当該行為について、共同の取組と同様に、行為の目的の合理性、手段の相当性を勘案しつつ、競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して判断することには賛成である。
- 「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」の考え方について、誤解を避けるため、「競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮」ではなく、公正競争阻害性に依拠した「競争阻害効果」の語を用いて、「競争阻害効果と競争促進効果を総合的に考慮」とすべきである。「競争制限効果」は不当な取引制限における「競争の実質的制限」に対応した用語であり、適当でない。分かり易さの観点から「競争制限効果」に統一するという考え方もあると思うが、独占禁止法の全くの素人が本ガイドラインを参照することは少ないのではないか。
- 「共同の取組」のみならず「取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」についても「競争制限効果」で統一することについては、他のガイドラインとの整合性にも留意する必要があると思う。例えば、脚注で用語について説明することにより、ガイドライン間の整合性と分かりやすさを両立できるのではないか。
- 優越的地位の濫用は、その他の不公正な取引方法と違法性の考慮要素が異なる行為であり、項目を別に立てることに賛成である。
- 取引の相手方から収集したデータを用いた事業上の取組については様々な事業者が検討を進めていると考えられることから、ガイドラインに想定例として記載することは有益である。

論点③について

- グリーンに関する事業者等の様々な取組についてワンストップで確認できるので、本

ガイドラインに企業結合の章を設けることに賛成である。ただし、届出要件などの手続面の記載も含まれている点については、そうした記載が必要かどうかについて意見が分かれるかもしれない。

- 可能であれば、企業結合以外の章でも想定例に評価を記載できないか検討してほしい。欧州委員会やオランダ当局のガイドライン案でも事例の箇所で評価を記載するスタイルは採用されている。ただし、評価まで記載した場合、本ガイドラインの記載内容によって公正取引委員会の将来の法執行が拘束されることとなる懸念もあり、慎重な検討が必要と思う。
- 混合型企業結合については、そもそもクロと判断した事例が少なく、違法となる想定例が作りにくい。巨大プラットフォームが混合型企業結合を通じてコアなデータを集めて握ってしまうといったことが想定されるが、そのような事案については、将来発生した時点で検討すればよいだろう。
- 企業結合審査における将来予測のタイムラインが実務上2年とされている点については、現在起こっている経済の大変動に合わせてフレキシブルに扱う必要がある。現場の設備更新のタイミングが2年の枠に収まらない場合には、2年を超えて検討する必要もあるのではないかと。また、技術変化の時間を予測することは不可能であるところ、今後目指すグリーン社会は多くの製造業にとって非効率を招くものとなるが、新たな高効率な技術が発明されれば競争状態が変わるかもしれず、それを踏まえた判断が必要。
- グリーンの技術変化をどの程度の時間軸でみるのが適当かという点では、技術の将来予測が立たないので、一律の考え方を示すことは不可能であろう。
- 高炉の統合のような未知の問題を本ガイドラインに記載することは関連する要因が多くかつ不確定なため難しいであろう。

その他

- 気候変動対策を進めるには、「協働・共創」が求められているが、そこにグリーン社会の実現に貢献する新たな技術等へ挑戦する勢いを削ぐことのない「競争」が起こらなければ、インパクトある変革にはつながらない。本ガイドラインの果たす役割については、現行の独占禁止法の趣旨は何ら揺るぐことなく、公正で健全な市場の維持という目的に加えて、グリーン社会推進という地球規模の目的が1つ加わることとなるが、そこで独占禁止法の考え方が緩んだり大きく変わったりするのではないということを明確にしてほしい。
- 効率性を判断する際に固定費も勘案し得るかとの問題については、今後先鋭化する可能性がある。古典的なミクロ経済学の考え方に基づけば、効率性の評価を行う場合に固定費は評価対象に入っていないということになっているし、経済理論的には消費者余剰に固定費を勘案することが難しいと承知しているが、グリーン社会の実現には製造設備の入れ替えが必要であるため、固定費の評価が重要になる。今後、公正取引委員会の審査をサポートする理論的な下支えが必要と考えているが、そのためにも、公正取引委員会には、経済分析の結果や評価について公表する「経済分析のオープン化」を求めたい。

- 固定費については、事実関係で検討するということで、企業結合ガイドラインでも、「固定費」「変動費」といった言葉を使用せず、固定費も勘案できる形となっている。
- 経済分析の積極的な活用には賛成するが、実際にどのレベルで行うのかという難しさがある。また、固定費の評価についても、その方法は色々ある。
- グリーン社会の実現にあたり必要となる生産設備の持ち方等は、企業の自由競争の中で実現されていくべきであり、需要家に合理的対価で製品を提供するために仮に製造設備の共同利用等が必要な場合であって、独占禁止法上のクリアランスが必要なものについては、専門的知見を有する公正取引委員会により、独占禁止法に基づく審査等で適法性を確認することが望ましいと考えており、グリーンの取組に関し、適用除外制度がなくても対応可能と考える。しかしながら、これまで述べられたような課題が解決できないのであれば、競争政策から産業政策にバトンを渡す必要が生じることとなろう。
- ガイドライン原案の想定例について、どの要素を変更すると結論が変わるのかを明確にすべきではないか。それにより、どこが独占禁止法上のポイントかが事業者等にも分かるようになり、グリーンの取組を行う際、本ガイドラインの想定例とほとんどの事例が合致しない事案においても参考にすることができるようになる。
- 事案のどの要素を変更すると結論が変わるのかを示すことは、企業が取り組みを検討するうえでも有益とは思いますが、そうした対応がどこまで可能かという問題がある。また、グリーンの取組と独占禁止法の考え方とが相克するような限界的な想定例を記載することも一案として考えられるが、評価が難しく、現実的にそうした記載を行うことの可否、適否については慎重に検討が必要だろう。
- 情報交換に対する考え方の明確化については、確かに記載があることが望ましいが、実際に法律に抵触するような情報交換は少ない。どこまで機微な情報を交換するのかにもよるが、ガイドラインに記載することで、かえって企業に対して警戒感を与えてしまう可能性があると考ええる。
- 今後、事業者等からのグリーンの取組に係る情報に基づき、本ガイドラインの見直しを行うとしても、事業者等は違反に問われることを恐れて、公正取引委員会に機微な点は明かさないという対応も想定される点は、留意する必要がある。
- 政府全体でのGXの取組は、産業構造の転換や需要家に対しての意識変革をアジア圏も含めて世界全体に広げながら、新たな市場を創出していくといった観点だと認識しており、共同規制の考え方を取り込みながら、官民で、製造業の厚みを相当程度もつ我が国ならではの新たな取組を促そうとしている。こうした我が国独自のGXの取組を後押しする上で、本ガイドラインの記載、なかでも情報交換の考え方、効率性に関する考え方は従来のガイドラインの引用に留まっているおり、市場集中度に関する共同の取り組みを後押しする上での記載の踏み込みが必要である。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会
委員名簿

大内 政太	日本製鉄株式会社 常務執行役員
大橋 弘	東京大学公共政策大学院教授・副学長
座長 岡田 羊祐	一橋大学大学院経済学研究科教授
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
河野 康子	(一財)日本消費者協会 理事
高宮 雄介	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
柳 武史	一橋大学大学院法学研究科准教授

(五十音順、敬称略、役職は令和4年10月現在)